

新城市「わがまち特例」（地域決定型地方税制特別措置）一覧

令和7年7月時点

	固定資産 種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類
							地方税法	市税条例	
1	家屋 償却資産	家庭的保育事業	家庭的保育事業の用に供する固定資産	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第27項	61条の2 第1項	・ 法人登記簿謄本の写し ・ 土地建物の登記簿謄本の写し ・ 土地公図 ・ 建物は位置図 ・ 事業を実施している部分とその面積が分かる図面（土地、建物）の写し ・ 事業開始時期及び事業内容を証明できる書類の写し
2	家屋 償却資産	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の用に供する固定資産	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第28項	61条の2 第2項	
3	家屋 償却資産	事業所内保育事業	事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する固定資産	平成29年4月1日～	課税標準額の2分の1	無期限	第349条の3 第29項	61条の2 第3項	
4	土地	市民緑地	都市緑地法の規定により指定され、緑地保全・緑化推進法人が市民緑地設置管理計画認定制度に基づき設置した市民緑地の用に供する土地 ※緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地は対象外	平成29年6月15日～ 令和9年3月31日	課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条 第32項	附則10条の2 第15項	・ 特例対象となる資産が市民緑地の用に供していることが確認できる書類の写し ・ 無償で借り受けていることが分かる書類
5	償却資産	汚水又は廃液処理施設	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液を処理する施設(沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額の2分の1	無期限	附則第15条第2項第1号	附則10条の2 第1項	・ 特定施設設置届出書又は特定施設の構造等変更届出書の写し ・ 当該届出に係る受理書の写し ・ 汚水又は廃液処理施設の設備であることが分かる書類
6	償却資産	下水道除害施設	下水道法で定める基準に従い、下水道による障害を除去するために必要な施設(沈澱又は浮上装置、油水分離装置、污泥処理装置等)	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額の5分の4	無期限	附則第15条 第2項第5号	附則10条の2 第2項	・ 除害施設設置(変更)届、除外施設工事完了届等の写し ・ 設置時期や取得金額がわかる書類等

	固定資産 種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類
							地方税法	市税条例	
7	償却資産	太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業 費補助金を受けた発電設備 ※固定価格買取制度の認定を受けた ものを除く。	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条 第25項第1号イ	附則10条の2 第3項	・再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写しまたは、「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことがわかる書類 ・電気事業者が発行する「電力需給契約に関するおしらせ」または「系統連携契約書」の写し
					(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条 第25項第3号イ	附則10条の2 第8項	
8	償却資産	風力発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた風 力発電設備	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力20kW以上) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条 第25項第1号ロ	附則10条の2 第4項	
					(発電出力20kW未満) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条 第25項第3号ロ	附則10条の2 第9項	
9	償却資産	水力発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた水 力発電設備	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力5,000kW以上) 課税標準額の4分の3	3年間	附則第15条 第25項第3号ハ	附則10条の2 第10項	
					(発電出力5,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条 第25項第4号イ	附則10条の2 第11項	
10	償却資産	地熱発電設備	固定価格買取制度の認定を受けた地 熱発電設備	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力1,000kW以上) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条 第25項第4号ロ	附則10条の2 第12項	
					(発電出力1,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条 第25項第1号ハ	附則10条の2 第5項	
11	償却資産	バイオマス発電設備	固定価格買取制度の認定を受けたバ イオマス発電設備 ※発電出力2万kW未満	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	(発電出力10,000kW～ 20,000kW未満) 課税標準額の3分の2	3年間	附則第15条 第25項第1号ニ	附則10条の2 第6項	
					(発電出力10,000kW未満) 課税標準額の2分の1	3年間	附則第15条 第25項第4号ハ	附則10条の2 第13項	
			固定価格買取制度の認定を受けた特 定バイオマス発電設備（木竹由来・ 農産物の収穫によって生ずるもの） ※発電出力2万kW未満		課税標準額を7分の6	3年間	附則第15条 第25項第2号	附則10条の2 第7項	
12	償却資産	浸水防止用設備	水防法に規定する地下街の所有者又 は管理者が取得した当該地下街等 における洪水時、雨水出時の非難の確 保及び洪水時、雨水出水時の浸水の 防止を図るための設備	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額を3分の2	5年間	附則第15条 第25項第28号	附則10条の2 第14項	・避難確保・浸水防止計画の写し
13	土地 家屋 償却資産	一体型滞在快適性等向上 事業	都市再生特別措置法に規定する一体 型滞在快適性向上事業の実施主体が 一体型滞在快適性等向上事業で整備 した施設等	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	課税標準額を2分の1	5年間	附則第15条 第37項	附則10条の2 第16項	・地方税法施行規則附則第6条第81項の各号に掲げる固定資産の いずれかであることの証明書

	固定資産 種類	対象資産	対象資産の具体例	取得時期	特例割合	特例適用期間	根拠法		提出書類
							地方税法	市税条例	
14	家屋	新築のサービス付き高齢者向け住宅	—	平成27年4月1日～ 令和9年3月31日	税額を3分の2	5年間	附則第15条の8 第2項	附則10条の2 第17項	・ サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額申告書 ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類 ・ 政府の補助又はサービス付き高齢者向け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類(補助金交付決定通知書等) ・ 各階平面図の写し ・ (準)耐火構造であることを証する書類（写し）
15	家屋	大規模の修繕等が行われたマンション	改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等で長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンション	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日	税額を3分の1	1年間	附則第15条の9の3 第1項	附則10条の2 第18項	【共通】 ・ 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額申告書 ・ 大規模の修繕等証明書 ・ 過去工事証明書 【管理計画認定マンションの場合】 ・ 管理計画の認定通知書または変更認定通知書 ・ 修繕積立金引上証明書 【助言・指導を受けたマンションの場合】 ・ 助言・指導内容実施等証明書